

TPP交渉における農産品に対する関税の取り扱いや減反政策の見直しなどを契機に、国内農業に対する先行きに関心が集まっています。こうしたなか、農政改革について議論する場において、国内農業の競争力向上を目的とした「農林水産業・地域の活力創造プラン」が決定（2013年12月10日）され、このなかで、「農地中間管理機構（以下、機構）」の設置が盛り込まれました。この機構は、意欲ある農業の担い手（法人経営、大規模家族経営、集落での共同経営、新規参入する他業種企業）への農地集約を通じた農業の生産コストの削減を狙いとして、農地の貸し借りにおける中間的な受け皿として各都道府県に設置が予定されています。

機構が設置される背景には、耕作放棄地の拡大と農地売買による集約実績の低迷が挙げられます。耕作放棄地面積の推移をみると、直近データである2010年は39.6万ヘクタールと、農業従事者の高齢化などを主因に、10年前（2000年）と比較して15.5%増加しており、その有効活用を促す施策が求められています。また、売買による集約では所有権を手放したくない人から農地を集めにくいいため、農地の貸し借りという手法が検討されてきました。

機構による農地の借り受けから貸し付けまでの流れをみると（図表）、①機構は、借り手がすぐに見つからない耕作放棄地や、利用者が同一ながら地域内に分散・小口化している農地を借り受け集約し、②借り受けた農地に対して、必要に応じて農地の区画整理や用水・排水の整備といった基盤整備を実施し、法人や農家が利用しやすいようにして貸し付けるとともに、③借り受けた農地を貸し付けるまでの間、機構は当該農地が耕作放棄地とならないように維持・管理します。

機構の設置により（前掲図表）、貸し手は公的な機関であるため安心して農地を貸すことができること、借り手は基盤整備された農地を借りることができること、など双方にとって利点があり、これによって農地集約が進み、規模拡大に伴う生産コストの削減を通じて農業の競争力が強化されることが期待されます。

政府は、今後10年間の政策目標として、①法人や農家が利用する農地面積を、現状の5割程度から8割の水準まで引き上げること、②米の生産コストを全国平均で4割削減させること、③法人経営体数を現状の12,500法人から50,000法人まで増加させること、などを掲げており、こうした目標の達成のためには、農業分野の専門知識・経験をもつ人材の育成や、海外販路拡大に向けた行政との連携など、企業が農業ビジネスを展開しやすい環境を整えることで、機構の活用を促していくことがポイントになりましょう。

中尾 充宏

図表 農地中間管理機構の役割

